

# 東京都都市計画公園等整備事業における 都市計画法第59条第4項の取扱方針について

## 1 基本的考え方

東京における公園緑地系統の整備の方針と市街地整備の状況を勘案して、特に都心部において、地方公共団体が整備すべき都市計画公園等との適正な役割分担の下に、都の指導監督下で、民間事業者において都市計画法第59条第4項の事業（以下「特許事業」という。）により都市計画公園等の整備、維持管理を行う場合の条件を定め、その整備の促進を図るものとする。

## 2 特許事業の対象とする都市計画公園等の条件

次の全ての条件を満たす都市計画公園等を特許事業の対象とする。

- (1) 都市の基幹的な公園のうちセンター・コア・エリア内（（注）参照）にあるもの
- (2) 周辺地域が業務、商業系を中心とする土地利用となっているもの
- (3) 今後相当期間にわたって、公共団体による事業が見込まれないもの

## 3 特許事業の整備条件

特許事業による都市計画公園等の整備の内容は、以下の条件を満たすものでなければならない。

- (1) 別途定める特許事業に関する整備基準並びに特許事業の対象とする都市計画公園等の整備方針及び整備方針図に適合すること。
- (2) 公園の施設の種類、規模、配置等は、下記の3項目を満たすものとする。
  - 事業地内の建ぺい率は、良好な風致を維持するため、事業面積の100分の20以内であること。
  - 公園としての緑地環境を確保するため、事業面積の100分の50以上を緑と水の空間として整備し管理すること。
  - 特許事業により整備することのできる施設は、修景施設、スポーツ施設、レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、宿泊施設、遊戯施設又はこれらの施設の利用若しくは機能の維持に必要な便益施設、管理施設であること。
- (3) 特許事業により整備する施設は、一般の利用に供すること。
- (4) 事業地は、避難場所等として災害時に役立つ機能を持つこと。

（注）センター・コア・エリアとは、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針（平成25年4月（改定））」で位置付けられた地域で、おおむね首都高速中央環状線の内側の東京圏の中核となるエリアをいう。

問い合わせ先

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 民設公園計画担当

電話：03（5388）3264